

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示案」(概要)に対する意見募集に係る結果について

	意見	意見に対する考え方
1	<p>会議に参加する連携先として、自治体に1か所の整備を計画する方針の「児童発達支援センター」を明記してください。10月20日になされた厚労省「障害児通所支援事業の在り方検討会」報告書では、「児童発達支援センター」が、障害がある子どもはもとより、「育てにくい」子どもの発達支援を進める拠点として、保育所等の子育て支援機関への「地域支援機能」を強化」することが位置付けられているからです。保育所等に在籍する「気になる子」の支援が期待されており、子どもと保護者はもとより、保育所等の子育て支援機関の職員をバックアップするための連携が欠かせないからです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 本改正告示で記載する機関は、あくまでも例示であり、御指摘の児童発達支援センターも会議に参加する機関として対象となり得ます。 各市町村においては、子育て家庭をそれぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげる観点から、相互に連携し協力を図る必要のある機関を適宜会議参加の対象とするなど、地域の実情に応じてより効果的な連携会議となるよう検討していただきたいと考えております。</p>
2	<p>地域での子育て推進が重要なことであり、地域で連携を強化していくことも重要です。ただ、それだけでは、「会議やりました。連携を密にしました。でも、何もできていません」ということにならないよう、成果を重視した検証を欠かさないようお願いします。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 市町村は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況等について、点検、評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施することとされており、「地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項」についても、計画に位置付けられることにより、当該スキームの対象となります。</p>